

【事案 2025-39】手術給付金支払請求

・令和8年1月6日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の「悪性新生物根治手術」に該当しないことを理由に、手術給付金が少額であったことを不服として、「悪性新生物根治手術」としての手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年12月に前立腺がんの治療として密封小線源療法を受けたため、平成22年6月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款に定める「新生物根治放射線照射」に該当するとして手術給付金7万5千円が支払われた。しかし、以下の理由により、「悪性新生物根治手術」に該当するため25万円と支払済みの手術給付金との差額17万5千円を支払ってほしい。

- (1) 密封小線源療法は、悪性新生物の根治手術である。約款においては、「新生物の根治放射線照射」は「50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする」と説明されているだけであり、「悪性新生物根治手術」も「悪性新生物の根治手術」と説明されているだけである。これらの説明からすれば、本手術は、悪性新生物に対する根治治療であるから、「悪性新生物根治手術」に該当する。
- (2) 「新生物根治放射線照射」の「新生物」とは、組織に通常と異なる成長した細胞ができた状態の総称（上皮内新生物）であり、皮膚の表面にがんがとどまる状態であるから、前立腺がんとは全く違うものである。
- (3) 本手術の診療点数および医療費はロボット支援手術とほぼ同額である。
- (4) 保険会社の説明によれば、前立腺がんの治療は、前立腺がんを切除する以外は全て「悪性新生物根治手術」に該当しないことになる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 密封小線源治療は、公的医療保険の医科診療報酬点数表においては手術ではなく放射線治療と分類されている。この治療は、がん細胞を破壊するために前立腺内に微小な放射性物質を注入するものであり、根治治療目的であると思われるものの、放射線治療であることは明らかである。したがって、密封小線源治療は、「新生物根治放射線照射」が適用される手術として取り扱っている。
- (2) 「悪性新生物根治手術」は、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除・摘除・摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術に適用している。
- (3) 一般的な医学文献といえる「標準外科学 第13版」によれば、根治手術とは、「原発腫瘍を含めてその周囲組織を広範に切除し、併せて領域リンパ節を郭清する術式で、各臓器別に定型的な術式が確立されている」と説明されている。
- (4) 約款の「手術」とは、何らかの治療的処置を施す「広義の手術」を指す一方で、具体的な治療法名としての「狭義の手術」を列挙しているところ、本手術は「狭義の手術」にあたらないため、当社の説明は約款の記載と矛盾しない。
- (5) 厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要」においては、悪性

新生物も新生物の一つとして分類されており、申立人が加療を受けた前立腺がんは、悪性新生物であるが、新生物に含まれる。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。